

介護サービス情報の公表について

令和6年9月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G



1) 介護サービス情報の公表制度について

2) 介護サービス事業者経営情報の報告について



介護サービス情報の公表制度とは

〈介護保険法〉 介護サービス情報の報告及び公表

第115条の35

介護サービス事業者は、〈中略〉サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報〈中略〉を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する**都道府県知事に報告しなければならない。**



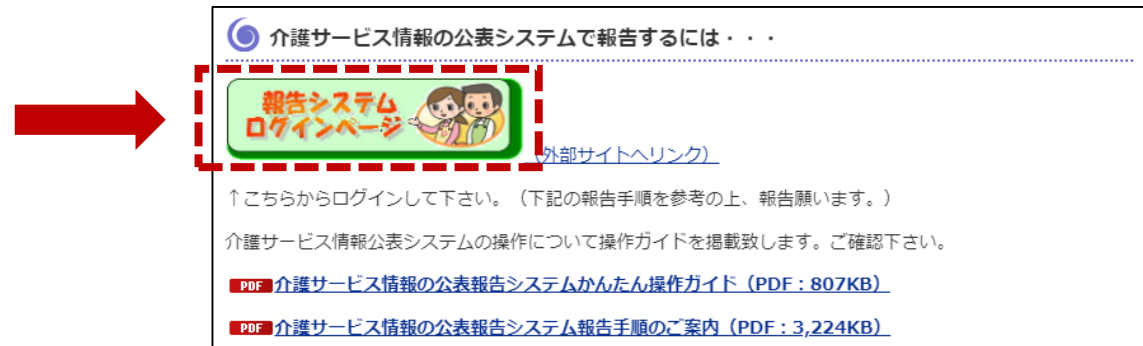
介護サービス事業者に対し、「介護サービス情報」の報告を義務付け

※計画基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた額が100万円以下の者、及び災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由がある者を除く



各介護事業所で必要な作業

- ▶ 「介護サービス情報報告システム」にログイン
↳ ログインページ：県HPからアクセス可能



- ▶ 自事業所・施設の介護サービス情報を提出

- **基本情報** 法人情報、事業所所在地、従業者、サービス内容、利用料等
★ 特に「電話番号」「FAX番号」「法人番号」に入力誤りがないか、提出前に再確認！
- **運営情報** 利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関との連携、事業運営・管理、安全・衛生管理の体制、従業者の研修
- **事業所の特色**

都道府県が審査・公表



今後のスケジュール（予定）

■ 令和6年10月下旬以降

（国） 令和6年度調査票システムリリース

（県） 令和6年度計画の策定

→事業所あて情報提出依頼

■ 令和6年12月下旬まで

（事業所） 各事業所の情報を報告（目安）

※提出後、都道府県が随時審査・公表



令和5年度からの主な変更内容

▶ 「財務諸表」に関する項目追加

- ・ 事業所が使用している会計の種類
- ・ 財務三表
(損益計算書、キャッシュフロー計算書、
貸借対照表)

※PDF又はCSVファイルをアップロード・掲載

▶ 「運営規程等の重要事項」の掲載機能追加

※PDF形式等でアップロード

★ 令和7年4月1日以降、重要事項をウェブサイトにも掲載することが義務化
(法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムへの掲載)



よくあるご質問について

Q. 介護サービス情報報告システムのID・パスワードを失念してしまいました。

A. IDは介護保険事業所番号と同一です。
パスワードの再発行を希望する場合は、県HPに掲載している「パスワード再発行依頼書」をダウンロードし、長寿福祉課までご提出ください。

Q. システムの操作方法が分かりません。

A. 「簡単操作ガイド」や「操作マニュアル」等をご参照ください。

※いずれも、県HPに掲載



1) 介護サービス情報の公表制度について

2) 介護サービス事業者経営情報の報告について



介護サービス事業者経営情報の報告とは

〈介護保険法〉 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
【令和6年4月1日改正により追加】

第115条の44の2 第2項

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、
介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地
を管轄する**都道府県知事に報告しなければならない。**



**介護サービス事業者に対し、「介護サービス事業者
経営情報」の報告を義務付け**

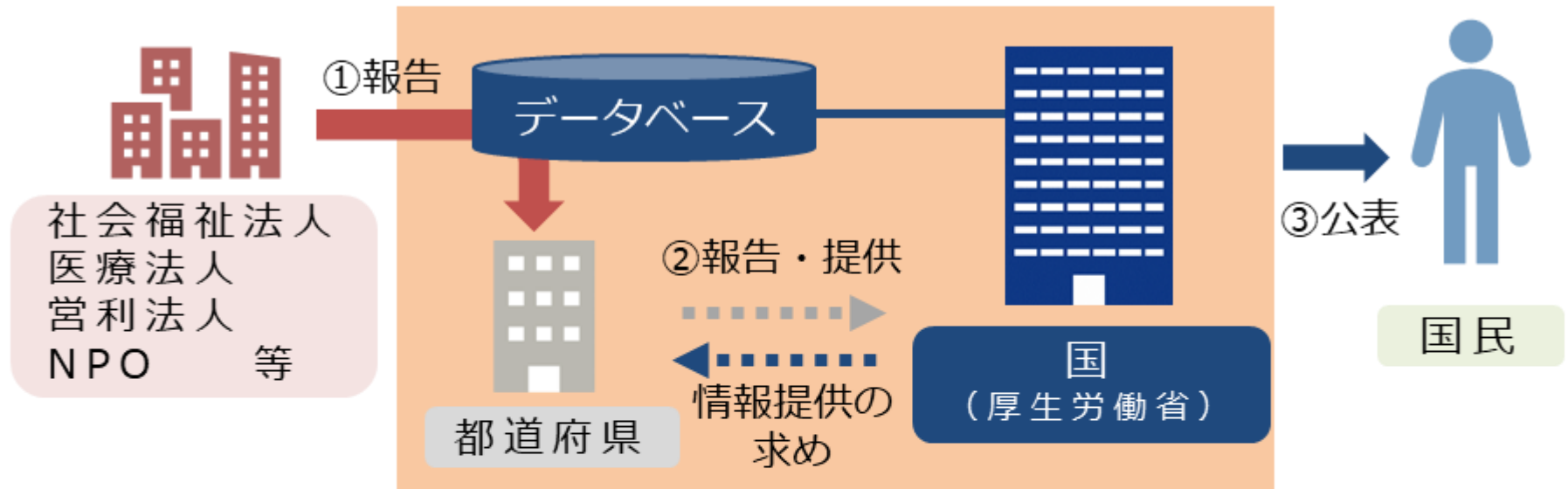
※当該会計年度に提供した介護サービスに係る介護報酬の支払いを受けた額が100万円以下の者、
及び災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由がある者を除く



介護サービス事業者経営情報の報告とは

<データベースの運用イメージ>

※厚生労働省ホームページから引用、URLは最終ページに掲載









- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。



介護サービス事業者経営情報の報告とは

- ▶ 収集情報：
介護施設・事業所における収益及び費用、
職員の職種別人員数、職種別の給与 等
- ▶ 報告方法：
厚生労働省において運営するシステム
(介護事業財務情報データベースシステム (仮称))
- ▶ 報告期限：
各事業者の毎会計年度終了後、3月以内
※令和6年3月31日から12月31日までに会計年度が
終了する報告に限り、令和6年度末までに報告

令和6年度の報告（初年度報告）

		令和5年度				令和6年度				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
事業所A 会計年度 4～3月	届出期間									
	会計年度	届出対象年度								
事業所B 会計年度 10～9月	届出期間									
	会計年度	届出対象年度								
事業所C 会計年度 1～12月	届出期間									
	会計年度	届出対象年度								

報告期限：令和6年度末まで



令和7年度以降の報告

		令和6年度				令和7年度				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間	→								
	会計年度	← 届出対象年度 →								
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→	
	会計年度					← 届出対象年度 →				
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→	
	会計年度					← 届出対象年度 →				

報告期限：毎会計年度終了後、3月以内



今後のスケジュール（予定）

- 令和6年秋頃
（国）報告システムの運用マニュアル等の公表
- 令和7年1月以降
（国）報告システム運用開始
（事業所）令和6年度分報告の開始
- 令和7年3月末
（事業所）令和6年度分報告〆切

※事業所からの報告にあたって、
「GビスID」のアカウント取得が必要
→早めのアカウントの取得をお願いします



参考資料

1 介護サービス情報公表について

【厚生労働省HP】 介護サービス情報の公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

【茨城県HP】 介護サービス情報公表の公表制度

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

【介護サービス情報報告システム】 **(事業所ログインページ)**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

【介護サービス情報の公表システム】 **(情報閲覧ページ)**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

参考資料

2 介護サービス事業者経営情報の報告について

【厚生労働省HP】 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

【介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について】

(令和6年8月2日付老認発0802第1号・老高発0802第1号・老老発0802第2号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283884.pdf>

【介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について】

(令和6年8月2日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283885.pdf>

【「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について】

(令和6年8月20日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001292650.pdf>